

第4章 勝山市景観計画区域及び景観形成地区における行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号、第61条関係)

景観法に基づき、景観計画区域(市内全域)における行為の制限を定めます。一定規模以上の建築や土地の開墾、屋外での土石の集積等の行為を行う場合は、計画段階で事前に、景観法に基づく市への届出が必要となります。

景観計画区域の届出の対象となる行為はP53からを確認ください。また、計画地が景観形成地区である本町通りや平泉寺区の場合には、届出となる規模等が異なります。本町通り景観形成地区はP61から、平泉寺区景観形成地区はP66からを確認ください。

- ・ 景観計画区域(景観形成地区を除く) ⇒ P53へ
- ・ 本町通り景観形成地区 ⇒ P61へ
- ・ 平泉寺区景観形成地区 ⇒ P66へ

届出の流れは、下図のとおりで、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を景観計画で定めることにより、市は、景観形成基準に適合するよう指導指針に基づいて、具体的な対処方法に係る指導・勧告・変更命令*を行うことができます。

※変更命令は、景観形成地区に係る届出を除きます。

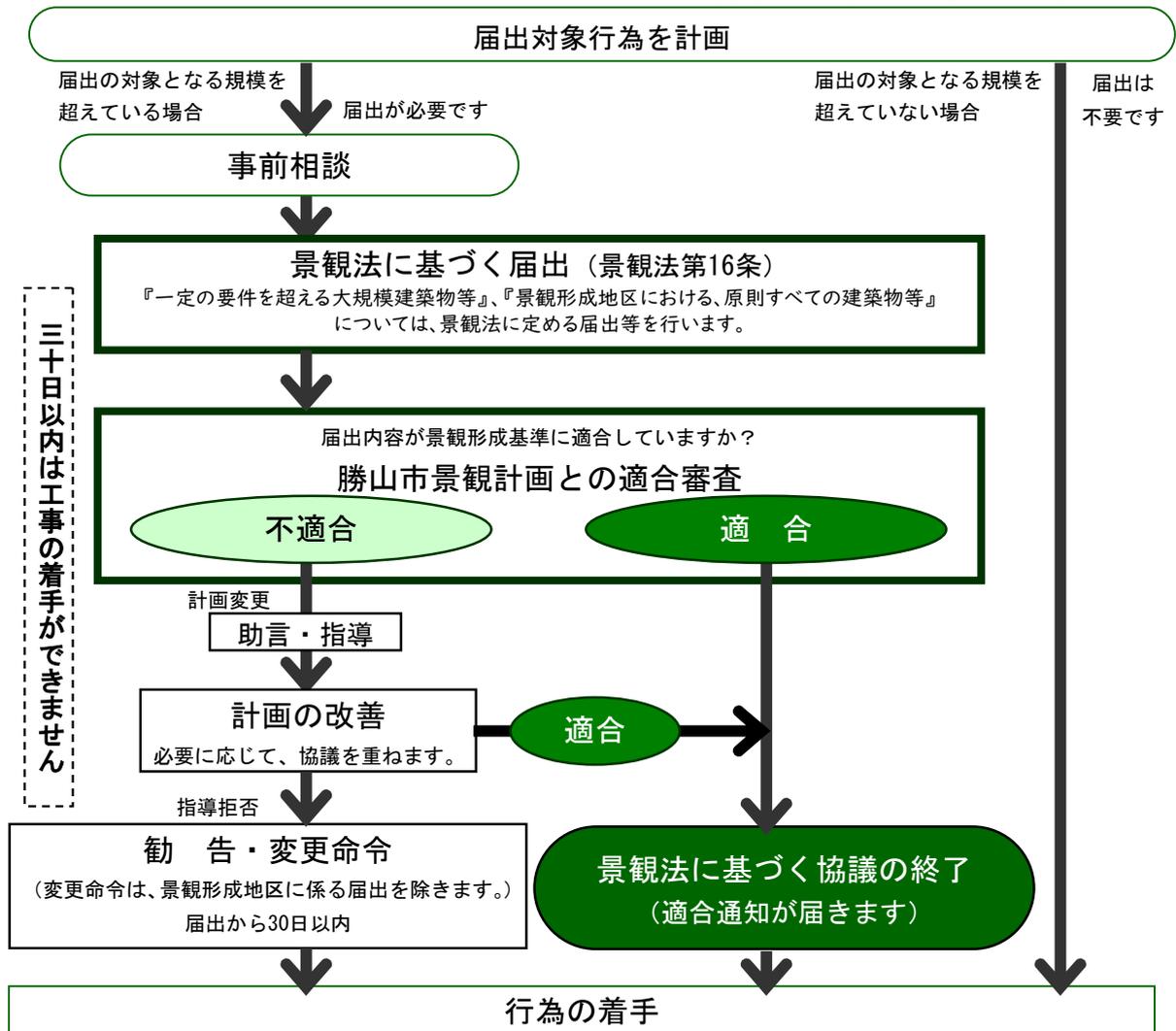


図 4-1. 景観形成に係る手続きの流れ